

✚ 貨物概要

直方体の形状をした鉄鋼製フレームの側面及び底面に紙糸をたて糸及びよこ糸として交錯させることにより織り上げたかご

サイズ：縦 8.5cm×横 25cm×高さ 5.5cm

用途：小物等を収納する



✚ 分類

関税率表第 6307.90 号－2（統計番号 6307.90-029）のその他の紡織用繊維製品

✚ 分類理由

本品は、直方体の形状をした鉄鋼製フレームの側面及び底面に紙糸をたて糸及びよこ糸として交錯させることにより織り上げたかごであり、異なる構成材料から成るものであることから、関税率表の解釈に関する通則 3（b）を適用し、本品に重要な特性を与えている材料から成るものとして所属を決定します。

本品に重要な特性を与えているのは、側面及び底面を形成している部分と認められます。この部分の材料は、紙糸をたて糸及びよこ糸として交錯させることにより織り上げたものであることから、紙糸製織物と認められ、本品は、紙糸製織物の製品として、関税率表第 63.07 項に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）